

矢掛町地域公共交通会議設置要綱

平成 24 年 12 月 1 日 告示第 113 号
改正（令和 5 年 6 月 1 日告示第 95 号）

（目的及び設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、矢掛町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- (5) その他、交通会議で協議することが適切であると認める事項

（組織）

第 3 条 交通会議は、会長、副会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 矢掛町長又は矢掛町長が指名する者
- (2) 一般乗合自動車運送業者、その他一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 中国運輸局長(岡山運輸支局長)又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 岡山県の関係行政機関の職員
- (8) 識見を有する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 井原警察署長又はその指名する者
- (11) その他、町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、交通会議を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集する。ただし、前条第1項に定める会長が置かれるまでは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会長は、会議を進行するとともに、取りまとめを行う。
- 5 委員はやむを得ない事由のため会議に出席することができないときは、当該委員が勤務又は所属する機関または団体に属するものを代理人として出席させることができるものとし、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなすものとする。
- 6 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、地域の実情に即した課題や専門的な個別課題について協議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。
- 3 専門部会は、協議結果を交通会議に提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年矢掛町条例第17号)に定める専門委員の例により支給する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。